

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：交通安全対策推進費

事業名 交通遺児激励金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 交通安全・コミュニティ係

電話番号：058-272-1111 (内 2391)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,286 千円 (前年度予算額：2,571 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|------------|----------|-------|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産 収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 2,571 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,571 | 0 | 0 | 0 |
| 要求額 | 2,286 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,286 | 0 | 0 | 0 |
| 決定額 | 2,286 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,286 | 0 | 0 | 0 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

交通事故で親等を亡くした高校生以下の遺児に対し、激励金を支給することにより、くじけることなく健やかに、たくましく成長し、勉学に励むことができるよう激励する。

(2) 事業内容

高校生以下の交通遺児に対し、「こどもの日」に合わせて激励金を支給する。

<支給対象>

毎年5月5日現在、親等を交通事故により亡くした、義務教育終了までの遺児及び高等学校在学中までの遺児 (ただし20歳以上の者は除く)。

- ・親 等…生計を共にしている父母又はそれに代わる者
- ・交通事故…道路交通法第72条に規定する交通事故

※車両等の交通による人の死傷又は物の損壊

< 激励金支給額（1人あたり） >

| | | |
|---------|------|------------|
| 乳幼児・小学生 | 中学生 | 高校生(20歳未満) |
| 15千円 | 20千円 | 25千円 |

(3) 県負担・補助率の考え方

県が目指す「交通事故の根絶」を実現するため。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|-----------|
| 報償費 | 2,150 | 交通遺児への激励金 |
| 需用費 | 50 | 消耗品、印刷製本費 |
| 役務費 | 86 | 感謝状筆耕・郵送料 |
| 合計 | 2,286 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】

2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

3 犯罪・交通事故防止の推進

【第10次岐阜県交通安全計画】

(2) 後年度の財政負担

交通被災者に対する救済措置として行政が直接支援でき、かつ寄附者の意向に沿った事業であることから、今後も継続していく。

(3) 事業主体及びその妥当性

地域と一体となって、交通事故や犯罪の撲滅・防止を図り、安心して暮らせる地域をつくるため、県がその主体的役割を果たすことが妥当である。

事業評価調査書

新規要求事業
 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

交通事故で親等を亡くした高校生以下の遺児に対し、「こどもの日」に合わせて激励金を支給することにより、健やかに、たくましく成長し、勉学に励むことができるよう激励する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | | 現在値 (前々年度末時点) | 目標 | 達成率 |
|-----|-------|-------|------|------------------|------|-----|
| | (H) | (H) | (H) | (H) | (H) | % |

○指標を設定することができない場合の理由

遺児に激励金を支給するものであり、指標を設定することになじまない。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

【R1 激励金支給実績】

| | | |
|----------|------|------------|
| ・乳幼児・小学生 | 31人 | 465,000円 |
| ・中学生 | 29人 | 580,000円 |
| ・高校生 | 41人 | 1,025,000円 |
| 計 | 101人 | 2,070,000円 |

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
遺児 101 人に激励金を支給し、交通被災者の救済を図った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い | |
| (評価) ○ | 交通被災者（特に親等を亡くした若年層）に対する救済措置として行政が直接支援する事業である。また、当事業は個人や団体からの寄附で成り立っており、寄附者の意向に沿った活用を図っている。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | 親等を亡くした遺児に対する一助となっている。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある | |
| (評価) — | |

(今後の課題)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>財源はすべて寄附によるものであり、継続的に寄附いただいている団体等がいるため事業継続が図られているが、経済状況等により団体からの寄附が減少しつつある。</p> |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>交通被災者への救済を図るうえで、事業を継続していく必要がある。</p> |
|---|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|---|--|
| <p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p> <p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p> | |
|---|--|